

介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について

事業所・施設の指定等に関する申請・届出の期限は以下のとおりです。

申請書類等	提出期限 等
指定申請書	※指定希望日の2か月以上前には、事前にご相談ください。 事業を開始する前月1日までに申請してください。
変更届出書	変更後、10日以内に届け出てください。
廃止・休止・再開届出書	廃止又は休止しようとする日の1か月前までに届け出てください。 ※休止した事業を再開するときは、事前にご相談ください。 ※再開したときから10日以内に届け出てください。
指定辞退届出書	辞退する日の1か月前までに届け出てください。
加算	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／（介護予防）認知症対応型通所介護／（介護予防）小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／地域密着型通所介護／介護予防訪問介護相当サービス（独自）／介護予防通所介護相当サービス（独自）／居宅介護支援 算定開始月の前月15日までに届け出てください。 ※16日以降の届出は、翌々月からの算定となります ● （介護予防）認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 算定開始月当月1日までに届け出てください。 ※2日以降は、翌月からの算定となります
指定更新申請書	遅くとも有効期限の1か月前までには申請をしてください。 ※更新書類の受付は、指定の有効期限の2か月前から開始します。 ※揖斐広域連合から更新手続きの案内は行いませんので、各事業所において有効期限の把握及び更新手続きを行ってください。

指定申請・届出の様式は各種書式集に掲載しています。